

## 城山台八丁目自治会 集会所運営規程細則

施行 令和5年8月1日

### (目的)

第1条 城山台八丁目自治会集会所（以下「集会所」という）使用についての細則は、この細則の定めるところによるので、集会所を使用する会員又は団体は、この定めに従うものとする。

### (申し込み受付期間)

第2条 集会所使用申し込み受付期間は、原則として使用日の2ヵ月前の月の1日から1週間前までとする。

### (使用時間)

第3条 集会所の使用時間は、原則として午前7時から午後10時までとする。

### (使用区分)

第4条 集会所の使用区分は、次の通りとする。

- (1) コミュニティルーム
- (2) 和室
- (3) ミニキッチンルーム（IH 使用あり）

### (使用料)

第5条 集会所の使用料は、以下の通りとする。但し、城山台八丁目自治会、城山台地域連絡協議会、役員会、その他自治会活動に関する使用の場合は、使用料を無料とする。

非営利： 会員のみ 200円/1時間 非会員含む 300円/1時間

営利： 会員のみ 400円/1時間 非会員含む 600円/1時間

### (申込方法)

第6条 集会所を使用する会員または団体は、総務広報部所持の「集会所使用申込書」に必要事項を記入のうえ、総務広報部員に提出して使用の許可を求める。

### (使用の許可)

第7条 総務広報部員より使用の許可があったとき、使用申し込みをした会員又は団体

は、集会所使用許可後、5日以内に使用料を前納する。

(鍵の扱いと返却時の安全確認)

第8条 前項により使用許可を受けた会員又は団体は、使用当日にキーボックスから鍵を借りる。

2 前項により鍵を借りた会員又は団体は、集会所の使用終了後に次のことを厳守しなければならない。

- (1) 使用した電灯・エアコンのスイッチオフ、水道の閉栓、並びに雨戸・ドア等の戸締り安全確認を行い、「城山台八丁目自治会集会所使用チェックシート」に記録して保管する。
- (2) 借りた鍵は、使用後速やかにキーボックスに返却する。

[附則]

(施行期日)

1. この細則は、令和5年8月1日から施行する。